

藤沢市議会改革推進会議 報告書

令和 2 年 3 月

藤沢市議会

目 次

I	はじめに	1
II	議長からの諮問について	1
III	推進会議の概要について	1
i	推進会議設置要綱について	1
ii	委員及び任期について	2
IV	開催状況等について	2
i	開催日及び議題等について	2
ii	課題整理事項について	3
	第1回（令和元年6月18日）	3
	第2回（令和元年7月10日）	4
	第3回（令和元年8月26日）	4
	第4回（令和元年11月25日）	5
	第5回（令和元年12月12日）	6
	第6回（令和2年2月19日）	6
	第7回（令和2年3月6日）	7
V	検討結果について	8
i	前期の検討会からの申し送り事項の検討結果について	8
1	予算・決算審議資料の充実について	8
2	政策立案機能の強化について・議員提案による政策条例の 制定に向けた取り組みの強化について	8
3	議会図書室の充実について	8
4	予算・決算における審議時間の効率化について	8
5	議会基本条例の検証について	9
	《参考資料》 議会改革に関する事項の実施状況等について	11
I	議会基本条例に基づく各項目の実施状況等について	11
II	その他議会改革に関する事項の実施状況等について	16
III	議会改革に関する他市視察の受け入れ状況について	18
	議会改革推進会議申し送り事項＜別紙1＞	19
	《別冊資料》	
	議会基本条例検証シート＜別紙2＞	
	議会基本条例の検証における課題整理について＜別紙3＞	

I はじめに

藤沢市議会では、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう努めている。

議会改革に向けた具体的な取り組みとして、平成20年5月に議長の任意の諮問機関として「藤沢市議会議会活性化検討会」を設置し、平成23年2月までの間、議会の活性化に向けた取り組みを進める中で、一般質問における一問一答方式の採用や予算等特別委員会及び決算特別委員会におけるインターネット中継の導入などを実現した。

平成23年8月には、議長からの諮問により「藤沢市議会改革検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会をさらに推進するため、議会基本条例の制定に向けた協議を進め、平成25年2月定例会において「藤沢市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）」が全会一致で可決、制定され、同年4月1日に施行した。

議会基本条例施行後においても、議長からの諮問により引き続き検討会を設置し、議会基本条例に基づき実施された項目について検証するとともに改善を重ねたほか、新たな課題についても積極的に検討を行い、実施につなげるなど大きな成果を上げることができた。

今期については、議会基本条例の検証を行うとともに、さらなる議会改革の推進を行い、前期の検討会から申し送られた事項などの諸課題に対応するため、今後取り組むべき課題を協議する場として会議体を設置することについて議長から諮問があり、議会運営委員会での協議の結果、設置することとなった。なお、議会改革は「検討」から「推進」の段階にあることから、今期については会議体の名称を「議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）」とすることとなった。

II 議長からの諮問について

議長は、令和元年6月3日の議会運営委員会において、前期の検討会から報告を受けた申し送り事項である、「予算・決算審議資料の充実」、「政策立案機能の強化・議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化」、「議会図書室の充実」、「予算・決算における審議時間の効率化」の4点に加えて、「議会基本条例の検証」を行うなど、さまざまな課題に対して、さらに議論を深め、常に時代に対応し、かつ開かれた議会を推進するため、今後取り組むべき課題を協議する会議体を設置することについて諮問した結果、全委員の賛同を得た。

III 推進会議の概要について

i 推進会議設置要綱について

1 会議の名称について

藤沢市議会改革推進会議

2 検討事項について

- (1)議会基本条例の運営及び管理に関すること
- (2)議会改革に関すること

3 検討事項の処理について

- (1)上記2(1)については、推進会議で審議し、見直しの必要が生じた場合は、議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例改正の手続きを行う。
- (2)上記2(2)については、各々の委員会の所管する事項を除いては、推進会議で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したものから随時実施していく。

4 委員の選出と任期について

(1)委員の選出について

- ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
- ② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。

(2)委員の任期について

設置の日から、令和2年5月31日までとする。

5 座長の選出について

推進会議において互選する。

6 議長及び副議長について

議長及び副議長は、推進会議の会議に出席し、発言することができる。

7 その他

- (1)この要綱に定めるものを除くほか、推進会議の会議については、藤沢市議会会議規則及び藤沢市議会委員会条例を準用する。

ii 委員及び任期について

1 委員

座長 有賀 正義

委員 土屋 俊則	石井 世悟	栗原 貴司	山口 政哉
大矢 徹	永井 譲	佐野 洋	堺 英明
松下賢一郎			

2 任期

設置の日（令和元年6月18日）から令和2年5月31日まで

IV 開催状況等について

i 開催日及び議題等について

推進会議の開催状況については、次のとおりである。

回	月 日	検 討 内 容
第 1 回	令和元年 6 月 1 8 日	1 座長の互選について 2 今後の進め方について
第 2 回	令和元年 7 月 1 0 日	1 6 月 1 8 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 3 回	令和元年 8 月 2 6 日	1 7 月 1 0 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 4 回	令和元年 1 1 月 2 5 日	1 8 月 2 6 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 5 回	令和元年 1 2 月 1 2 日	1 1 1 月 2 5 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について
第 6 回	令和 2 年 2 月 1 9 日	1 1 2 月 1 2 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について 3 予算・決算における審議時間の効率化について
第 7 回	令和 2 年 3 月 6 日	1 2 月 1 9 日開催の議会改革推進会議における課題整理について 2 藤沢市議会基本条例の検証について

ii 課題整理事項について

第 1 回（令和元年 6 月 18 日）

1 座長の互選について

- 互選の結果、座長に有賀正義委員が選出された。

2 今後の進め方について

- 議長からの諮問事項における各項目の詳細及びスケジュールについて、全委員で確認をした。

予算・決算審議資料の充実について、事務事業評価シートの参照方法等について、改めて確認をした。

新規諮問事項として、議会基本条例の検証について確認がされた。

- 推進会議の進め方として、意見が分かれた場合には、意見が分かれた旨を付記して議長へ報告していくことを確認した。

- 議会基本条例について各会派で再度確認を行い、次回の会議において、議会基本条例においてPDCAサイクルを回していく部分などについて、各会派から意見を聴くこととした。

3 その他

- 次回の推進会議は、7月10日（水）午後1時30分から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第2回（令和元年7月10日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

- 議会基本条例においてPDCAサイクルを回していく部分などについて、各会派から意見聴取の後、協議した結果、逐条的に確認を行うこととなった。

今後、各会派において逐条的に検討を行うための一覧表を配付し、各会派で記入を行っていくこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

- 平成31年度予算等特別委員会における質問・答弁の会派別集計時間及び予算等特別委員会費目審査時間（過去4年間平均）一覧表について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

また、各会派から意見聴取の後、協議した結果、各会派へ持ち帰り、9月の決算特別委員会に向けて対応ができるよう検討していくこととなった。

3 その他

- 次回の推進会議は、8月26日（月）議案説明会終了後（諸会議終了後）から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第3回（令和元年8月26日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●議会基本条例検証シートの内容について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

今後、検証シートを各会派に持ち帰り、10月末日までにデータで議会事務局に提出することとし、次回の会議において、各会派から提出された検証シートをもとに協議を行うこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

●予算等特別委員会及び決算特別委員会における過去6年間の審査時間及び予算・決算額の推移に関するグラフについて、座長より説明があり、全委員で確認をした。

また、平成30年度決算特別委員会の審議においても、質問者及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化していくことについて、議会運営委員会へと申し送ることを確認した。

3 その他

●次回の推進会議は、12月定例会の議案説明会終了後（諸会議終了後）を予定とし、9月定例会の最終日に開催日を決定し、改めて連絡することとなった。

第4回（令和元年11月25日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●各会派から提出された後に取りまとめを行った、議会基本条例検証シートの「現状の評価、課題、改善策など」について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

次の会議において、各会派から提案された意見の中から、座長により議論していく部分を整理した案を提示し、それをもとに協議を行っていくこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

●平成30年度決算特別委員会の審議における費目別審査時間一覧表について、座長から説明があり、全委員で確認をした。

また、質問者及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントした一覧表については、今後、取りまとめの後、資料提示を行うこととした。

3 その他

●座長から、一般質問・代表質問における課題として、前任期において長時間の聞き取りなど職員に負担のかかるような状況が見受けられるケースが

あったことから、市当局の意見を聴取しながら、合理的な方向に進めていきたいとの話があり、今後、意見収集を行っていく旨について、全委員が了承した。

●座長から、推進会議の視察日について、1月23日（木）及び24日（金）に行い、視察市として那須塩原市及びその他1市を候補として検討中である旨について説明し、全委員で確認をした。

●次回の推進会議は、12月12日（木）議会運営委員会終了後から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第5回（令和元年12月12日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●議会基本条例検証シートにおいて各会派より出された意見を、「A 本推進会議で議論を進める」、「B 将来検討課題とする」、「C その他（他の会議体で検討など）」の3つに整理した。

次の会議において、Aに分類された事項について、詳細に検討していくこととした。

2 その他

●推進会議の行政視察については、1月23日に那須塩原市議会、24日に登米市議会を視察することを決定した。

●次回の推進会議の開催は、後日連絡することとなった。

第6回（令和2年2月19日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●議会基本条例検証シートにおいて、各会派より出された意見のうち「A 本推進会議で議論を進める」に分類された事項の課題整理について、座長より説明があり、全委員で確認をした。

今後、課題整理シートを各会派に持ち帰り、「見直し（案）」の項目に入力のうえ、2月28日までにデータで議会事務局に提出することとし、次回の会議において、各会派から提出された課題整理シートをもとに協議を行うこととした。

2 予算・決算における審議時間の効率化について

●平成30年度決算特別委員会の審議における、質問・答弁の会派別集計時間について、座長から説明があり、全委員で確認をした。

また、令和2年度予算等特別委員会の審議においても、質問者及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化していくことについて、議会運営委員会に申し送ることを確認した。

3 その他

●座長から、一般質問・代表質問における課題のうち、主に代表質問における包括的な質問に関して、市当局から意見収集した内容について報告があった。

市当局としては、代表質問通告書において、件名・要旨を見ただけでは聞き取りの担当課が不明な事例もあったことから、通告書の要旨については、所幹部が特定できるよう具体的に記載していただけるとありがたいとのことであった。また、会派によっては、通告書とは別に、質問概要などをいただく会派もあり、質問項目の箇条書きなど、通告書とは別の形式でも構わないので、面談までに情報をいただくと助かるとのことであった。

このことから、各会派にて配慮していただくよう座長から説明があった。

●1月に行った行政視察について、委員からの意見聴取を行い、座長において報告書を作成していくことを全委員で確認をした。

●次回の推進会議は、3月6日（金）広報広聴委員会終了後から第2議会委員会室にて開催することとなった。

第7回（令和2年3月6日）

1 藤沢市議会基本条例の検証について

●各会派から提出された課題整理シートを集約した「議会基本条例の検証における課題整理について」を基に、各検討課題への対応について協議し、「1 条例改正の必要がある」、「2-A 申し送り事項とする」、「2-B 将来検討とする」、「3 現状維持とする」の4つに分類した。（「1」に分類された項目はなかった。）今回は、課題整理シートにおいて「A 本推進会議で議論を進める」に分類した項目について協議したが、報告書としては、「B 将来検討課題とする」、「C その他（他の会議体で検討など）」を含めてまとめることとした。

2 その他

●座長から、一般質問の面談に関して、市当局から意見収集した内容について報告があった。議員側からは、①理事者調整後の状況連絡がなく進捗状況がわからないこと、②答弁した事業等に対する進捗管理等の情報提供がないこと、③聞き取り後の質問内容に関する新たな動向の情報提供がないこと、以上3点の指摘を市側へ伝えた。さらに、議員側からの要望は、推進会議等で意見を聴取して市側へ伝えることとした。市側からは、①指定された面談可能日に質問内容が提示されず、後日、改めて聞き取りを行うなどの事例が

あったこと、②質問内容の提示が理事者調整の目前であり、聞き取りが夜遅くや土日などに行われる事例があったこと、以上2点の意見が伝えられた。

このことについては、各議員が面談期間やスケジュールをあらためて確認することなどを、推進会議等の場で、協議や情報交換することによって解決に向けられると考えており、引き続き市当局と意見交換をしていきたいとの説明があった。

●次回の会議は開催せず、報告書を各委員にメール等で確認し、議長へ報告することとした。

V 検討結果について

i 前期の検討会からの申し送り事項の検討結果について

1 予算・決算審議資料の充実について

前期より予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの参照を継続していくことが申し送られていることから、事務事業評価シートの参照方法等について、あらためて確認した。

2 政策立案機能の強化について

議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化について

議会基本条例の検証における検討課題の一つとして協議を行い、各会派から意見を聴取した。その結果、議員（会派）からの条例提案を具体的に検討する受け皿を設けることについて、議会基本条例の検証の一環として、引き続き検討していくこととした。

3 議会図書室の充実について

議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況をあらためて確認し、議会基本条例の検証における検討課題の一つとして協議を行い、各会派から意見を聴取した。現在の取り組みについて、あらためて周知の必要性を確認した。

4 予算・決算における審議時間の効率化について

予算・決算審査における過去6年間の審査時間及び予算・決算額の推移から、これまでの取り組み等を分析し、平成30年度決算特別委員会の審議においても、質問者の発言時間及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化していくこととした。

これにより、決算審査については2回分のデータを取ることができたことから、予算審査についても2回分のデータを取るため、令和2年度予算

等特別委員会の審議においても行うこととした。

5 議会基本条例の検証について

議会基本条例の検証を行うにあたり、まず、PDCAサイクルを回していく部分などについて、各会派へ意見聴取を行った結果、各条文に対して逐条的に検証していくこととなった。次に、座長からは、各条文ごとに具体的な取り組み実績や、現状の評価・課題・改善案などをまとめていくために、「議会基本条例検証シート」（別紙2）を基に、逐条的に各会派の意見を聴取していった。そして、提案された意見の中から、座長により議論していく部分を整理した案を提示することとなり、各課題等を「A 本推進会議で議論を進める」、「B 将来検討課題とする」、「C その他（他の会議体で検討など）」の3つに分類し、「A 本推進会議で議論を進める」に分類した課題を詳細に検討していくこととした。

続いて、各検討課題への対応について協議を進めるにあたり、条例の見直しと、運用の見直しの観点から整理するために、「議会基本条例の検証における課題整理について」（別紙3）を基に、各会派の意見を聴取していった。その結果、各検討課題を「1 条例改正の必要がある」、「2-A 申し送り事項とする」、「2-B 将来検討とする」、「3 現状維持とする」の4つに分類した。（「1 条例改正の必要がある」に分類された項目はなかった。）そして、この分類により引き続き検討していくこととした。

【議会基本条例の検証における課題整理の分類】

（1）条例改正の必要がある

- ・分類された項目なし

（2-A）申し送り事項とする

- ・傍聴時の記帳廃止について（第3条2項関係）
- ・一人会派について（第5条2項関係）
- ・議会報告会について（第9条関係）
- ・反問権について（第11条3項関係）
- ・条例提案手法について（第15条関係）
- ・議員間討議について（第16条関係）
- ・政務活動費について（第18条関係）
- ・議員の政治倫理について（第19条関係）

（2-B）将来検討とする

- ・議会事務局の組織体制について（第20条関係）

(3) 現状維持とする

- ・参考人制度・公聴会制度について（第8条2項関係）
- ・答弁調整の廃止について（第11条1項関係）
- ・議会図書室の充実について（第21条関係）

《参考資料》

議会改革に関する事項の実施状況等について

I 基本条例に基づく各項目の実施状況等について

1 常任委員会等のインターネット中継（第3条第2項）

＜実施＞平成26年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民に開かれた議会の実現とさらなる市民サービスの向上のため、常任委員会及び議会運営委員会（審査）のインターネット中継（同時中継及び録画配信）を実施する。

《参考》

インターネット中継（同時中継及び録画配信）の実施経過

本会議 : 平成17年9月定例会試行、同年12月定例会本格実施
※平成30年9月定例会から、一般質問等において議員が
議場モニターに表示する資料についても中継を実施

決算特別委員会 : 平成21年9月定例会から実施

予算等特別委員会 : 平成22年2月定例会から実施

常任委員会、議会運営委員会（審査） : 平成26年6月定例会から実施

議員全員協議会（議長及び副議長選挙に伴う所信表明会）

: 平成27年5月臨時会から実施

特別委員会（実施済である決算及び予算以外の特別委員会）

: 平成30年8月行政改革等特別委員会から実施

2 議長及び副議長の選出（第6条第4項）

＜実施＞平成25年5月臨時会から実施

＜実施状況等＞議長及び副議長の選出は立候補制とし、選挙に先立ち所信表明を行う。

○選出の流れ

藤沢市議会正副議長選出申し合わせ事項に基づき実施する。

＜改選期を除く＞

まず、議長の辞職について本会議で許可した後、立候補届出書を本会議休憩中（概ね30分）に受け付け、議会運営委員会を開催して立候補者を報告し、その後、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、本会議を再開し選挙（投票）により選出する。次に、副議長の選出を同様の流れで実施する。

＜改選期＞

改選後初めて行う議長及び副議長の選出は、立候補届出書を改選後初めて行う議員全員協議会終了後30分後までそれぞれ受け付け、各派代表者会議を開催して立候補者を報告する。その後（後日開催する臨時会本会議の前）、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、臨時会本会議を開会し、議長、副議長を選挙（投票）により選出する。

3 請願及び陳情提出者による意見陳述（第8条第1項）

＜実施＞平成25年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民等から提出される請願及び陳情を政策提案と位置づけ、提出者が希望する場合、提出者は付託された委員会において意見陳述を行うことができる。

○意見陳述の実施方法等

意見陳述は、当該請願及び陳情の審査前に実施することとし、代表者1人（事情により補助者1人の同席を認める。）により5分以内で行うものとする。また、意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑が行われる。なお、意見陳述による発言は、会議録に掲載し公開するものとする。

○意見陳述の件数（意見陳述の件数／請願・陳情の審査件数）

平成25年度 27件（請願1件／1件，陳情26件／28件）

平成26年度 20件（請願3件／4件，陳情17件／30件）

平成27年度 25件（請願2件／3件，陳情23件／31件）

平成28年度 18件（請願4件／4件，陳情14件／36件）

平成29年度 14件（請願2件／2件，陳情12件／26件）

平成30年度 14件（請願2件／2件，陳情12件／26件）

令和元年度 17件（請願1件／4件，陳情16件／25件）

4 議会報告会の開催（第9条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会活動の報告と併せて、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として「議会報告会・意見交換会」を開催する。

○開催状況

平成25年度

第1回 9会場 来場者数 合計 101人

第2回 4会場 来場者数 合計 55人

平成26年度 2会場 来場者数 合計 72人

平成27年度

第1回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54人

平成28年度

第2回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 42人

平成29年度

第3回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54人

平成30年度

第4回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 81人

令和 元年度

第5回カフェトークふじさわ

11月30日(土) 市役所本庁舎 参加者数 延べ合計84人

※平成27年度からは、「議会報告会・意見交換会」をさらに発展させ、カフェスタイルの和やかな雰囲気の中で、テーマに基づき自由に話し合う形式で開催。

5 広報広聴委員会の設置（第9条第2項）

＜実施＞平成25年5月20日設置(藤沢市議会広報広聴委員会規程制定・施行)

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会報編集委員会を発展的に解消し、新たに広報広聴委員会を設置する。

○広報広聴委員会の所管事項

- ①議会報の編集，発行に関すること
- ②議会報告会の開催に関すること
- ③議会ホームページの運用に関すること
- ④市民の意見把握に関すること
- ⑤上記のほか議会の広報及び広聴に関すること

6 情報の公開（第10条・第18条第2項）

＜実施＞平成27年度から実施

＜実施状況等＞検討会及び広報広聴委員会での協議の結果，保有する議会活動に関する情報公開の一環として，平成27年度（平成26年度交付分）から政務活動費の用途について市議会ホームページで公開する。

7 委員会審査における一問一答方式（第11条第2項）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年6月定例会から本格実施

＜実施状況等＞広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに，質疑を聞いている方によりわかりやすくするため，委員会審査における質疑応答は一問一答方式により実施する。

《参考》一般質問での一問一答方式

平成21年6月定例会から試行

平成22年6月定例会から本格実施（一括質問方式と一問一答方式の選択制）

8 決算・予算等特別委員会における質疑の事前通告制（第11条第2項関係）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年9月定例会の決算特別委員会から本格実施

＜実施状況等＞款別審査における発言通告書（質疑）は，審査項目ごとに作成

し、審査予定日の2日前の午後5時までに提出する。

なお、事前通告制については、平成28年9月定例会の決算特別委員会で試行的に廃止し、その後協議した結果、運営に支障がないことから、平成29年2月定例会以降の予算等特別委員会及び決算特別委員会では廃止することとなった。

9 予算における施策説明資料の作成（第12条・第13条）

＜実施＞平成25年2月定例会で提出された、平成25年度予算の概況資料から、施策等を必要とする背景や経緯を記入するなど、施策説明資料の充実を試行的に導入した。

平成26年度予算以降も引き続き本格実施した。

＜実施状況等＞議会が政策水準を高める議論を行うため、市長は新規事業及び拡充事業を提案する際、①施策等を必要とする背景②提案に至るまでの経緯③市民参加の実施の有無とその内容④市の策定する計画や条例との整合性⑤財源措置⑥将来にわたる効果及び費用についての施策説明資料（予算の概況、補正予算説明資料）を提出する。

※推進会議協議事項

予算・決算審議資料の充実については、平成30年度予算の審議に際し、積極的な事務事業評価シートの参照を試行した。事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ、事業の経緯や課題が分かりやすいことから、審査の充実化・効率化を図るため、前期より予算・決算審議における事務事業評価シートの参照を継続していくことが申し送られており、事務事業評価シートの参照方法等について、あらためて確認した。

10 議員による政策立案及び政策提言（第15条・第20条・第3条第3項）

議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化

※推進会議協議事項

政策立案や政策条例の制定を議会として行うため、現在、各議員が取り組んでいる政策立案及び政策条例づくりの経過をもとに、取り組みの進め方における改善点等の評価をするとともに、議員が政策立案等を行いやすい仕組みづくりとして、議員（会派）からの条例提案を具体的に検討する受け皿を設けることについて、議会基本条例の検証の一環として、引き続き検討が進められている。

11 議員間討議（第16条第1項・第2項・第4条第1項・第6条第1項）

＜実施＞常任委員会では平成24年9月定例会から議案、請願及び陳情の審査において試行的に実施し、同年12月定例会からは報告案件を加え、特別委員会では平成25年1月から試行的に実施した。平成25年6月定例会から委員会審査（決算・予算等特別委員会は除く。）において本格実施した。

＜実施状況等＞議会は、議員による討論の場であることから、議案、請願及び陳情等の結論を出す際、議員間で十分に議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民への説明責任を果たすため、委員会審査において議員間討議を実施する。

○議員間討議の実施方法

議員間討議は、委員会審査において質疑が終了する前に実施する。

常任委員会での議案、請願及び陳情の審査では、委員の賛否が分かれることが想定される場合は原則実施するが、全会一致が想定される場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

常任委員会での報告案件及び特別委員会の審査では、意見がある場合は原則実施するが、意見がない場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

12 議員研修（第17条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

○開催状況

①平成25年10月11日（金）

テーマ：地方議会における議会改革の取り組み状況について
～藤沢市議会における議会改革の評価～

②平成26年1月20日（月）

テーマ：議員提案による政策条例づくりについて

③平成26年8月25日（月）

テーマ：議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について

④平成28年1月19日（火）

テーマ：新地方公会計制度について

⑤平成29年2月9日（木）

テーマ：災害対策と議会の役割について

⑥平成29年11月24日（金）

テーマ：オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり

⑦平成31年1月28日（月）

テーマ：地域福祉における政策立案とその手法

講師：瀬戸 恒彦氏（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長）

⑧令和元年2月27日（月）

テーマ：SDGsの推進について

講師：川廷 昌弘氏（神奈川県SDGs推進担当顧問）

13 議会図書室の充実（第21条）

＜実施＞平成 29 年度から実施

＜実施状況等＞新庁舎整備に伴い、本庁舎の議会フロアに設置された議会図書室を充実させるため、以下の点について、実施する。

- ①必要性を考慮した効果的な図書購入
- ②分かりやすい図書の配架
- ③図書目録の議員タブレット端末へのデータでの提供
- ④総合市民図書館とのレファレンス業務、団体貸し出し等における連携
- ⑤紙で配付していた「議会資料」の情報提供を、「議会図書室ニュース」としてリニューアルし、データ配信を試行実施

※推進会議協議事項

議員が質問するにあたり、その根拠やデータを調べるためには、レファレンス機能を活用することが有効であることから、議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況をあらためて確認し、現在の取り組みについて、あらためて周知していくこととした。

II その他議会改革に関する事項の実施状況等について

1 補正予算常任委員会の設置

＜実施＞平成 25 年 5 月 20 日設置（藤沢市議会委員会条例一部改正・施行）

＜実施状況等＞一般会計補正予算の議案については、これまで総務常任委員会において審査を行ってきたが、総務常任委員会における一極集中的な状況を鑑み、他の常任委員会との均衡を図るという観点から、補正予算議案については、新たに補正予算常任委員会を常設化して審査を行う。

2 決算・予算等特別委員会の審査時間の見直し

＜実施＞平成 25 年 9 月定例会決算特別委員会から実施

＜実施状況等＞従来は、委員会においてあらかじめ決定した審査日割に基づき、その日の審査項目を全て終了していたが、終了時間が遅くなる日が続くことから、おおむね午後 5 時 15 分を目途に終了し、延会措置をとる。

平成 29 年 2 月定例会から、委員会において、午後 5 時の段階で残りの質問者数を確認し、適当な時間に散会または延会を告げることとした。

3 予算・決算における審議時間の効率化について

※推進会議協議事項

予算・決算審査における審議時間の効率化を図るため、過去 6 年間の予算・決算審査時間及び予算・決算額の推移から、これまでの取り組み等を分析し、平成 30 年度決算特別委員会の審議において、質問者の発言時間及び

答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし、可視化した。

これにより、決算審査については2回分のデータを取ることができたことから、予算審査についても2回分のデータを取るため、令和2年度予算等特別委員会の審議においても行うこととした。

4 2月定例会の運営日割の見直し

＜実施＞平成27年2月定例会から実施

＜実施状況等＞2月定例会における予算等特別委員会審査に係る質疑の通告期限については、審査予定日の2日前としているが、その日が代表質問の最終日（本会議第5日）にあたることから、代表質問の答弁を踏まえた質疑通告に支障が生じるとの意見が委員からあった。また、代表質問の通告期限や面談等の日程を早めることは、市側としても現状では難しいことから、代表質問最終日と予算等特別委員会の実質審査初日の間に休会日を1日設けることにより、タイトなスケジュールについて一定の改善を図った。

なお、平成28年2月定例会は、市長選の関係により日程がタイトであることから、この休会日を設けなかった。

平成29年2月定例会から、予算等特別委員会及び決算特別委員会における事前通告制を廃止したことから、運営日割において、委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすこととした。

5 議場の使用に関する取扱基準の策定

藤沢市議会議場及び議会委員会室の使用に関する取扱要領を策定

施行日：平成28年4月1日

6 ICTを活用した議会運営（タブレット端末の導入等）

文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営については、平成29年5月までに行うこととしていたが、契約手続きを行う中で選定機種であるタブレット端末の調達が困難であることが明らかになったことから、導入の時期としては、本庁舎が平成30年1月から供用開始となることを踏まえて、平成30年2月定例会から試行していくこととした。

これにより、平成30年2月定例会から、文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営の施行実施を開始した。

試行実施の開始後においては、試行実施期間を含めた導入後において顕在化した課題等に速やかに対応し、ICT活用についての総合的な視点によりさらなる推進を図るため、然るべき会議体を設置して議論を行っていくこととした。

議会運営委員会での協議の結果、議会ICTに関わる事項を検討するため、議会運営委員会のもとに、議会ICT小委員会を平成30年6月に設置し、ICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについての検討が行われた。試行実施における課題等の解消に向けた検討を行

い、平成31年2月定例会からは本格実施とし、紙資料の取り扱いを段階的に廃止するとともに、文書共有システム及びタブレット端末の更なる有効活用に向けての検討が進められている。

Ⅲ 議会改革に関する他市視察の受け入れ状況について

＜実施状況等＞

平成29年度 5件（議会改革全般：3件，議会報告会：1件，
ICT活用：1件）

平成30年度 16件（議会改革全般：7件，議会報告会：7件，
ICT活用：2件）

令和元年度 16件（議会改革全般：6件，議会報告会：8件，
ICT活用：1件，議会図書室：1件）

議会改革推進会議 申し送り事項

- 1 議会基本条例の検証について
 - ・傍聴時の記帳廃止について（第3条第2項）
 - ・一人会派に関する条文整理について（第5条第2項）
 - ・議会報告会に関する条文整理について（第9条）
 - ・反問権について（第11条第3項）
 - ・条例提案の受け皿の設置について（第15条）
 - ・議員間討議について（第16条）
 - ・政務活動費について（第18条）
 - ・議員の政治倫理について（第19条）

- 2 予算・決算における審議時間の効率化について

- 3 他会議体への申し送り事項
 - (1) 議会運営委員会への申し送り事項
 - ・政務活動費の支給額について
 - (2) 広報広聴委員会への申し送り事項
 - ・インターネット中継録画の保存期間延長について
 - ・議会だよりへの個人毎の賛否掲載について
 - ・議会報告会の開催方法等について
 - (3) 政務活動費検討会への申し送り事項
 - ・政務活動費の使途の多様化について

以 上